

平成 21 年 5 月 22 日

各 位



会 社 名 トピー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 良朗
(コード番号 7231 東・大・名証第 1 部)
問合せ先 総務部長 熊澤 智
(TEL.03-3493-0777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 115 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、当社は株券電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株券の不発行に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 11 条第 3 項)

ただし、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。(附則 新設)

(2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 11 条第 3 項)

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線—は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> (省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第12条</u>～<u>第40条</u> (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3</u> 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第11条</u>～<u>第39条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日（金曜日）

以 上